

平成30年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 平成30年3月16日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出 納 室 長 新 井 田 理 恵	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 金 子 佳 弘	公 民 館 長 舩 木 慎 弥
地 域 振 興 課 長 菊 地 淳 一	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 天 野 高 専 門 員 早 川 直 美

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 1 号	柳津町地域づくり推進基金条例の制定について
日程第 3	議案第 2 号	柳津町若者定住促進住宅条例の制定について
日程第 4	議案第 3 号	柳津町若者定住促進住宅管理条例の制定について
日程第 5	議案第 4 号	柳津町・三島町学校給食センター条例の制定について
日程第 6	議案第 5 号	柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準を定める条例の制定について

- 日程第 7 議案第 6 号 柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 9 号 柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 12 号 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 13 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 14 号 柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 15 号 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 16 号 柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 17 号 柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 18 号 柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 19 号 柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 20 号 柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の廃止について
- 日程第 22 議案第 21 号 柳津町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第 23 議案第 22 号 柳津町中学校適正配置等審議会条例の廃止について
- 日程第 24 議案第 23 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 25 議案第 24 号 柳津町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 26 議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 27 議案第 26 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 28 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 29 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 30 各常任委員会の所管事務調査に関する議決
- 追加日程第 1 議案第 49 号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、齋藤正志君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成30年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について3月9日、12日、14日の3日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第38号、平成30年度柳津町一般会計予算、

議案第39号、平成30年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第40号、平成30年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第41号、平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第42号、平成30年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第43号、平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第44号、平成30年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第45号、平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第46号、平成30年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第47号、平成30年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第48号、平成30年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、2款総務費の防犯カメラの購入費については、設置場所に関して再度精査をし、議会の承認を受けることをつけ加え、さらに、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成30年3月16日

柳津町議会予算特別委員会

委員長 齋藤正志

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第38号「平成30年度柳津町一般会計予算」、議案第39号「平成30年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第40号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第41号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第42号「平成30年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第43号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第44号「平成30年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第45号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第46号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第47号「平成30年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第48号「平成30年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第1号「柳津町地域づくり推進基金条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第1号「柳津町地域づくり推進基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月にあいづふるさと市町村協議会が解散し、同協議会のふるさと基金が返還になることに伴い、その基金を原資とした条例を新たに制定をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号「柳津町地域づくり推進基金条例の制定について」補足して説明を申し上げます。

今ほど町長の説明にあったとおり、30年4月にあいづふるさと市町村協議会が解散をいたし、ふるさと基金が本年の6月に柳津町のほうに返ってくるということを踏まえまして、その返ってくる金額を基金として制定をして、有効に地域づくりに使っていきたいという考え方で条例を制定するものでございます。1条から7条までの条立てとなっており、目的から委任までという部分で条例を制定させていただいたところでございます。

なお、施行に当たりましては本年4月1日から基金条例の制定をしていきたいという考え方でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号「柳津町地域づくり推進基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第2号「柳津町若者定住促進住宅条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第2号「柳津町若者定住促進住宅条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月から砂子原長坂地内の新たな定住促進住宅について条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

おはようございます。

議案第2号「柳津町若者定住促進住宅条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

この条例につきましては、平成29年度に建築しております木造住宅2棟の設置条例であります。

下の別表をごらんください。

別表第2条関係でございますが、団地名といたしましては長坂、位置、柳津町大字砂子原字長坂875番地4、用途区分につきましては若者定住促進であります。建設年度が平成29年度で、戸数2戸となります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「柳津町若者定住促進住宅条例の制定について」を原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第3号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の制定について」を議題といた  
します。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第3号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の制定について」提案理由の説明をいたし  
ます。

本案は、平成30年4月から砂子原長坂地内の新たな定住促進住宅の管理についての条例を  
制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをい  
たします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第3号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の制定について」補足してご説明を申し上  
げます。



7ページをお開きください。

目的といたしましては、町が建設し、若者の定住の促進をするために賃貸する住宅の管理に関して、必要な事項を定めるものであります。

第2条でございますが、用語の定義であります。(1)の若者定住促進住宅、これにつきましては、町が公営住宅法によらないで建設し、若者の定住促進のために賃貸する住宅であります。

下の第4条、入居者の資格であります。若者の定住を促進するために、(1)といたしまして子育て世帯であり同居親族に18歳未満の子がいる者、(2)といたしまして、未婚の場合は入居決定までに婚姻予定の者で夫婦となる者の年齢が40歳未満の者であると規定しております。その他は以下のとおりであります。

8ページをお開きください。

入居者の選考であります。第6条において、入居者の選考において、それぞれ公開抽選の方法により住宅の入居者を決定します。

9ページをごらんください。

第10条家賃であります。住宅の家賃は、入居者の10月1日現在の扶養の数に応じて区分した別表による金額としております。

12ページをお開きください。

下のほうになります。別表であります。建築面積に応じましてそれぞれ家賃を決定しております。

まず、1号であります。基本家賃が月額3万8,400円、1子を扶養する者の家賃、月額3万3,600円、2子を扶養する者の家賃であります。2万9,800円、3子を扶養する者の家賃2万6,000円、4子以上を扶養する者の家賃1万1,300円。

2号につきましては、4万8,900円、4万2,800円、3万7,900円、3万3,100円、1万4,300円となっております。

10ページにお戻りください。

上から2段目の敷金であります。3月分に相当する額としております。

第15条ですが、構造物及び設備等の修繕についての費用負担を区分しております。

また12ページをお願いいたします。

施行規則の制定であります。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、11ページの第20条明け渡しの請求等につきまして、(4)の「正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき」となっておりますけれども、この点についてもう少し詳しく説明いただきたいんですが、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

家族旅行とかそういう関係、あるいはどこかに何日間行って使用しない場合について、町長の許可を受けるようになりますけれども、そういう場合に明け渡しを請求するということでもあります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

ということは、15日間ということなんですが、確認をするということですか。いない場合には、出ますということで報告をするということですか。

○議長

建設課長。

○建設課長

はい。報告によって確認して、その内容について正当な理由があれば求めないということでもあります。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

わかりました。

○議長

ほかにございせんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第4号「柳津町・三島町学校給食センター条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「柳津町・三島町学校給食センター条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月より三島町と共同で行う新たな学校給食センターの設置に伴い、新たに条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

おはようございます。

議案第4号について補足説明をさせていただきます。

14ページをごらん願います。

柳津町・三島町学校給食センター条例について説明申し上げます。

当該条例におきましては、平成30年4月より三島町と共同で行う新たな学校給食センターの運営が開始になることにあわせ、新たに学校給食センター条例を制定させていただくものであります。

第1条におきましては、目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく設置条例を規定しております。

第2条におきましては、給食センターの位置を規定しております。

第3条におきましては、管理運営を行う部署を規定しております。

第4条におきましては、給食センターに置く職員を規定しております。

第5条におきましては、給食センターで行う事業を規定しております。

第6条におきましては、将来的な外部委託を考慮して、一部業務を外部委託することができることについて規定しております。

第7条におきましては、給食センターの運営管理に関して、所長からの諮問等に対しそれを審議し、報告を行う機関として、運営委員会の設置、活動、委員の委嘱について規定しております。なお、本委員会の構成委員等の詳細につきましては、この条例の施行規則において規定いたします。

次の15ページをごらんください。

第8条におきましては、この条例の定めるもののほか必要な事項について教育委員会が別に定めることを規定しております。

なお、附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「柳津町・三島町学校給食センター条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第6、議案第5号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業の人員及び指導監督権限が県から町に移譲されることに伴い、新たに条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

議案第5号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

17ページをお開きください。

この条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正がございました。それで、居宅介護支援事業の指定及び指導監督権限が、先ほど町長が申したとおりに平成30年4月1日から県から町に移譲されるものでございます。

サービスの内容につきましては、要介護者が指定介護サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況や利用者ご家族のご意向を、課題の把握をした上で介護支援専門員、ケ

アマネジャーが介護サービス計画、ケアプランを作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるように指定居宅サービス事業者との連携調整を図るものでございます。

中身につきましては、第1条から32条でございます。内容につきましては、基準となる省令につきましては、必ず行わなければならないものにつきましては法令等、県の条例等によるものでございます。

そこで、町で参酌すべき基準ということで30ページの記録の整備でございます。柳津町独自の基準ということで、サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間というふうにしたものでございます。考え方でございますが、省令基準におきましては利用者に対する居宅支援の提供をする記録の保存期間が2年となっております。そのために、介護給付金の返還請求は、地方自治法により5年間と定められております。このため、町では指定居宅介護支援事業者に対しましてサービスの提供に関する記録等の5年間の保存を義務づけまして、不適切な介護保険給付費の支給があった場合につきましては遡って返還請求ができるように制定するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第7、議案第6号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、私のほうから、議案第6号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

32ページをお開きください。

第2条2項中という部分でございますが、その中で、明確にするために各号数を入れたという部分で、1号及び2号という形で明確化させたという部分でございます。

なお、2号の個人識別符号というものにつきましては、指紋データあるいは旅券番号等と言われるものが含まれるというふうになってございます。

その次の2行ぐらいいきますと、「2項の次に次の2項を加える」というふうになってございますが、これにつきましては、3項につきましては個人符号を入れるという部分でございます。

その後、4項につきましては、要配慮者個人情報と言われるものについて明確化させたという部分でございます。定義を明確化させたという部分でございます。

4月1日から施行したいという考え方でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月に新たな統合中学校、会津柳津学園中学校の開校により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に位置づけられておりました非常勤特別職について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

では、議案第7号について補足説明をさせていただきます。

34ページをごらん願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ



いて説明申し上げます。

当該条例におきましては、柳津町立中学校の統合計画及び統合中学校の開校準備に向けての組織を設置しておりますが、新たに平成30年4月から、会津柳津学園中学校の開校によりおのおの組織はその役割を終了しますことから、別表第1に位置しておりました中学校適正配置等審議会会長と同委員、及び統合中学校開校準備町民会議会長と同委員を別表から削るものであります。

なお、附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第9、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告による通勤手当の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

36ページをお開きください。

本改正につきましては、県の規則の改正に準拠いたしまして、町の通勤手当の上限を改正するものでございます。この通勤手当につきましては、自家用車等で通勤する場合の上限額となっております。

12条中2項第2号、4万3,400円を4万6,300円にするということですが、これは80キロ以上、通勤距離が80キロ以上になる場合についてこの上限と定めるというものでございます。なお、2キロ以上より通勤手当の支給はしているところでございます。

4月1日から施行するところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第10、議案第9号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第9号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

38ページをお開きください。

第15条第1項第2号中の「第9項」を「第11項」に改めるものでございます。これは、こども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴いまして、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、引用する同法の項が繰り下がることから、条文を整理するために提案するものでございます。

この条例は4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、議案第10号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第10号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

40ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、県の道路占用料徴収条例の改正に伴いまして改正するものであります。

第1条では、道路法の規定に基づき、占用するものから占用料を徴収するものであります。

第2条関係であります。占用料の額を規定しておりますが、内容につきましてはほぼ文言の訂正となっております。

料金の改正であります。42ページをお開きください。

42ページの別表をごらんいただきたいと思いますが、占有物件については道路法に規定する内容となっております。占有料につきましても福島県の条例では市町村ごとに適用地域を甲乙丙に区分して算出しておりますが、柳津町では乙地方となります。それに合わせまして、占有料も県と同額として改正しているところであります。

47ページをごらんいただきたいと思います。

経過措置といたしまして、改正後の柳津町道路占有料条例は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占有料の額について適用し、同日前の占有期間に係る占有料の額についてはなお従前の例によるということになります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議案第11号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第11号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月に新たな統合中学校会津柳津学園中学校の開校により、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第11号について補足説明をさせていただきます。

49ページをごらん願います。

柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

当該条例におきましては、平成30年4月から新たな中学校の開校により、別表を「会津柳津学園中学校」に改めるものであります。

なお、内科、歯科、眼科医の報酬におきましては、現在の柳津中学校の年額を用いるものでございます。

なお、附則におきましては、この条例の施行日について規定させていただいております。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第13、議案第12号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第12号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

51ページをお開きください。

国民健康保険は現在、市町村で運営を担っておりますが、平成30年度から県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととなります。この制度改正に伴いまして、国民健康保険法施行令の一部が改正されまして、平成30年4月1日から柳津町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

第1章でございます。これまで市町村の国民健康保険運営協議会に県の国保運営協議会が追加されましたことから、第1章の章名を「この町が行う国民健康保険の事務」に改め、第1条の見出しを「（この町が行う国民健康保険の事務）」に改めまして、同条中の「保険」の次に「の事務」を加えたものでございます。

第2条中、「運営協議会」の次に、国民健康保険法第11条第2項に規定する「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」というものを加えるものでございます。

8条でございます。8条の葬祭費につきましては、県内同一支給額となるために5万円に改めるものでございます。

第13条につきましては、医療費の値上げまたは流行病の発生等による保険給付につきましては、平成30年度から県が支払うことになるために、町では県に国民健康保険事業費の納付金の支払いとなるために改正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第14、議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年度からの県による国民健康保険事業運営を考慮し、平成30年度当初予算



に当たり、現在の国民健康保険税と医療費の格差を是正するため税率の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

53ページをお開きください。

現在の柳津町国民健康保険税につきましては、国保の財政運営が平成30年度に県に移行されます。国保の事業費に見合った給付金額が県から提示されまして、町としてはそれを納付していくこととなります。引き続き、税額、税率につきましては増額の改正を行うものでございます。

第2条第2項中、「前項」の次に「第2号」を加え、同項ただし書き中、基礎賦課額に係る賦課限度額を「54万円」から「58万円」に引き下げるものでございます。

第4条、第7条、第9条で資産割を廃止いたしまして、第3条から第9条までの改正につきましては医療給付分、後期高齢者支援金分、介護給付金分のそれぞれについて、所得割、均等割、平等割の税額を改正するものでございます。

第23条中の金額の改正につきましては、低所得の方について、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付分、それぞれについて均等割と平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減について改正を行うものでございます。

同じく、23条中の賦課限度額につきましては54万円を58万円に、同条2号中、5割軽減の基準を27万円から27万5,000円に、同条3号中、2割軽減の基準を49万円から50万円に改めるものでございます。

55ページをお開きください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

適用区分につきましては、改正後の条例につきましては平成30年度の本算定以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、30年度の仮算定及び平成29年度までの国民健

康保険税につきましてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時15分といたします。(午前11時01分)

○議長

議事を再開します。(午前11時15分)

◇ ◇ ◇

○議長

日程第15、議案第14号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第14号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第14号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

57ページをお開きください。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正を行うために提案するものでございます。

内容につきましては、国民健康保険の被保険者であって住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合につきまして、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者になることとされたことに伴いまして、町が保険料を徴収する被保険者にこれを加えるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「柳津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第16、議案第15号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年度からの第7次柳津町介護保険事業計画に基づき、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第15号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

59ページをお開きください。

第2条は、保険料率でございます。特別養護老人ホーム福柳苑の30床増床に伴いまして、平成27年度から29年度までの各年度における保険料は、第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ各号に定めた額としております。第6次の柳津町介護保険計画、平成27年から29年では、福柳苑増床分の30床が満床になるということを想定して保険料を決定したところでございます。しかし、平成28年度には増床30床のうち18床が入所しましたが、残りの12床につきましては残念ながら介護士等の人材不足により満床には至りませんでした。平成30年4月より満床になる予定でございますが、平成27年度から29年度までの基金への積み立て等があることから、平成30年度から32年度までの介護保険料は現状のまま実施していきたいということで提案するものでございます。

経過措置、第2条でございますが、附則第9条につきましては、消費税が10%の引き上げが平成31年10月に延期されたことを受けまして、国において所得の少ない第1号被保険者の

保険料を第1段階の軽減措置を平成30年度も継続することとしたために、年度を30年度に改めるものでございます。

附則10条につきましては、平成30年度においても保険料率の特例を定めるものでございます。保険料につきましては、合計所得金額について、例えば土地を譲渡して入った金額につきましては税法上の特別控除が適用されていなかったために、土地収用法で土地を譲渡した場合には翌年の所得が増加して介護保険料が高くなる場合がありますので、そのことを引き続き軽減、特別控除した額で用いることによって算定方法を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第17、議案第16号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第16号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第16号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

61ページをお開きください。

61ページにつきましては、下から4行目の第6号でございます。共生型地域密着型サービスが新設されることに伴いまして、第5章に共生型地域密着型サービス基準が追加されたことでございます。

第6条の第2項以降につきましては、専門員の資格要件の緩和ということで、「3年以上」を「1年以上」、特に業務に従事した経験が必要な方につきましては厚生労働大臣が定めるものにあつては3年以上、に改めるものでございます。

また、第6条から39条につきましては、人員配置の緩和ということで、時間的制限、定期的に時間が決められておりましたが、それにつきましてはそういう要件の緩和と、あと、第39条中の「3月」を「6月」につきましては、今まで事務所におきまして定期巡回・随時対応介護の医療連携推進会議の開催を年4回やったところを、年2回に回数を緩和するものでございます。

第6条の19の2につきましては、共生型地域密着型介護の基準でございます。共生型地域密着型通所介護の創立によりまして、障害福祉制度におきました生活介護、自立訓練、障害児童発達支援または放課後等のデイサービス等の指定を受けている事業所でございます。基準を満たしていれば、介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けられるものとするものでございます。人員基準、設備基準につきましては、地域密着型通所介護基準を準用いたします。それにつきましては、63ページ、64ページのほうに記載されてございますのでお読みください。

また、療養通所介護事業所につきましては、地域共生型の実現に向けた取り組みを推進するという観点から、定員を第60条の24項中、「9名」だったところを定員「18名」に引き上げるものでございます。

第65条の第1項中、64ページから65ページにかけまして、地域密着型介護老人福祉の、あとは小規模多機能型居宅介護、あとはサテライト型小規模多目的事業所の設置ということで、人員配置の基準を規定しまして、また、関係規定についての随時修正がございます。

65ページの117条中第7号ということがございます。これにつきましては、介護医療院の創設ということで……。済みません、それは62ページの上のほうで。申しわけございません。介護医療院の設置ということで、新たに介護医療院の創立に伴いまして、関係規定の追加修正がございます。

また戻りまして、済みません、65ページの真ん中ごろ、第117条中がございます。これにつきましては、身体的拘束の適正化による措置ということで、身体的拘束等のさらなる適正化を検討する委員会の開催を3カ月に1回以上開催する。あと、指針の整備、従事者研修については3項目等の措置を行うことを定めております。

それから、66ページにいきまして、一番下の緊急時の対応ということで、同じように、入院している方、症状におきまして急変が生じた場合には、医師と連絡方法その他、緊急等による対処方法を定めなければいけないというふうに規定したものでございます。

また、67ページの182条中のユニット型老人福祉施設についても、同じように身体的拘束の適正化を挙げております。

同じように、緊急時に対応しまして、67ページの186条中の下でございます。やはりサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におきましても、同じように緊急時における対応を行うように規定しております。

68ページにいきまして、第191条中第8項のところでございます。サテライト型介護小規模多機能型事業所の設立に伴いまして、その要件について事業所の登録者の処遇がということで、下から7行目になりますが、2名以上とすることができるということで、人的配置の緩和がなされているところでございます。

また、69ページの右上で、居宅介護事業所につきましては、介護職員数の常勤加算方法で1以上ということで人的配置の緩和を行っております。

以上でご説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第18、議案第17号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第17号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第17号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。



71ページをお開きください。

第5条第1項中の「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めるものでございます。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12名以下とする」に改めるものでございます。

第44条6項の表中につきましては、「指定地域密着型介護老人福祉施設又は」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加えるものでございます。

同じように第45条の3項、第46条、第60条の第3項及び第70条中第2項中の「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めるものでございます。

73条につきましても、同じように「医療院」を追加するものでございます。

次に、78条に次の1項を加えるということで、身体的拘束の適正化を図るために措置を講ずるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第19、議案第18号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第18号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第18号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

第4条第4項中でございます。ここでございますが、指定特定相談支援事業者に改めるということで、主な改正点につきましては、障害福祉制度の相談支援専門員との連携ということで、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等におけるマネジャーと、障害福祉制度の相談支援専門員との密着な連携を促進するために、介護予防支援事業者が特定相談支援事業者と連携して努める必要があるということで、明確に規定しております。

第7条中、真ん中から下でございますが、3番につきまして、指定介護予防事業者は、指定介護予防の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対して、利用者につ

いて、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院、診療所に伝えなければならないということで、医療と介護の連携でございます。

入院における医療機関との連携促進、あと、介護予防の提供の開始に当たりまして、利用者に対して、入所時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように義務づけるところでございます。

また、その下の第33条以下でございますが、介護事業所が伝達された利用者の服薬状況、口腔に関する問題等がある場合につきましては、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状況につきまして主治医に必要な情報等を義務づけます。

また、マネジャーの氏名等につきましても、入院先医療機関に提供されることとなります。

第33条の21号について、次に1つを加えるということで、この場合におきましては、担当職員は介護サービス計画を作成したときには、当該介護予防サービス計画書を主治の医師等に交付しなければならないということで明確に規定されたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第20、議案第19号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第19号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、簡易水道事業会計の経営基盤強化を図るため、水道使用料の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第19号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

77ページをごらんください。

この条例の改正につきましては、町の水道料金につきましては平成7年度に改正しておりますけれども、自己財源であります使用料を改正して経営基盤の強化を図ることを目的としております。

別表の第2をごらんいただきたいと思っております。

料金を次のように改めるといっておりますが、用途について、家庭用、営業用、団体用に区分しておりますが、使用水量、基本料金であります、10立方につきましては各団体同じ料金であります、1,540円を1,690円に改正するものであります。超過料金につきましては、家庭用、営業用、153円を168円に改正するものであります。

あと、営業用、団体用につきましては175円を192円に改正するものであります。

臨時用につきましては、1立方につき245円を269円に改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成30年6月1日より施行するということであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

この水道料金の値上げにつきましては、今ほどご説明ありました平成7年に改正をして以来していないということですが、なぜ今、この時期に水道料を上げる必要性があるのかというところを詳しくお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

まず、水道会計の収支の均衡を図るために行うとともに、あと、他町村についても近年改正を行っております。その金額とはほぼ、近づかないですけれども、改定して経営基盤の強化を図るということで改定したいと思っております。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

この水道料金については、他町村との均衡というのは余り考える必要はないと思うんですね。各町村それぞれ事情がありますので。とにかく、水道会計が厳しいというような理由でよろしいのでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

そのとおりであります。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第21、議案第20号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第20号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月に新たな統合中学校、会津柳津学園中学校の開校により、柳津町統合中学校開校準備町民会議条例を廃止をするものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第20号について補足説明をさせていただきます。

79ページをごらんください。

柳津町統合中学校開校準備町民会議条例を廃止する条例について説明申し上げます。

当該条例におきましては、町長の諮問に応じ、柳津町の統合中学校開校準備に関する重要かつ具体的な事項について調査・審議し、答申する機関として設置されましたが、平成30年4月から新たに会津柳津学園中学校の開校に至り、この組織は役割を終了しますことから、この条例を廃止するものであります。

なお、附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

また、平成29年6月議会定例会におきまして、柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改

正する条例におきまして、新たな中学校名と住所について可決いただきました。その条例に関連いたします規則につきまして、通学区域を規定します柳津町立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、及び通学費に関連します柳津町立小中学校児童生徒通学費補助金交付規則の一部を改正する規則におきましても、平成30年4月1日をもって施行させていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第22、議案第21号「柳津町学校給食センター設置条例の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第21号「柳津町学校給食センター設置条例の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月より三島町と共同で行う新たな学校給食センターの開設に伴い、柳津町学校給食センター設置条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第21号について補足説明をさせていただきます。

81ページをごらん願います。

柳津町学校給食センター設置条例を廃止する条例について説明申し上げます。

当該条例におきましては、平成30年4月より三島町と共同で行う新たな学校給食センターの運営が開始になることから、新たな学校給食センター条例を制定することにより、この条例を廃止するものでございます。

附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号「柳津町学校給食センター設置条例の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第23、議案第22号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）



議案第22号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成30年4月に新たな統合中学校、会津柳津学園中学校の開校により、柳津町中学校適正配置等審議会条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第22号について補足説明をさせていただきます。

83ページをごらん願います。

柳津町中学校適正配置等審議会条例を廃止する条例について説明申し上げます。

当該条例におきましては、柳津町の中学校の適正配置等に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ、調査・審議し、答申する機関として設置されておりましたが、中学校の2校が統合し新たな中学校とすることに至り、この組織はその役割を終了しますことから、この条例を廃止するものでございます。

附則におきましては、この条例の施行日について規定しております。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第24、議案第23号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。  
提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第23号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由の説明をいたします。  
本案は、鈴木昭一氏の辞職に伴い教育委員に欠員が出たことにより、新たに委員を任命し  
たく提案をするものであります。  
よろしくお願いを申し上げます。



○議長

暫時休議します。（午後0時00分）

○議長

議事を再開します。（午後0時01分）



○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県河沼郡柳津町大字牧沢字居平468番  
地、氏名、天野百合子、生年月日、昭和34年3月3日生まれの任命につき、地方教育行政の  
組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、天野百合子氏の任期につきましては、同法第5条第1項により、前任者の残任期間  
とするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第23号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第25、議案第24号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第24号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、過疎地域自立促進計画の変更に伴い、提案をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第24号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」補足してご説明を申し上げます。

86ページをお開きください。

平成30年度の当初予算の計画の中で、変更後にうたっておりますモバイル通信ネットワーク整備事業、公衆無線LAN整備事業を事業主体、町として整備をしていきたいという考え方でございますので、それに伴いまして、過疎債等有利なものを使えるようにするため、今

回、過疎計画を変更するものでございます。

なお、87、88につきましては、同じ区分内での事業一覧を明示したところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第26、議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」補足してご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

本辺地計画の変更につきましても、30年度の当初予算で計上しております予算について事業費の変更が生じたことに伴いまして、今回、変更をお願いするものでございます。

エリアといたしましては西山東部辺地、久保田、牧沢、四ツ谷の行政区が対象となっております。

92ページをお開きください。

これが前後の対照表となっております。今回、対象といたしましたのは、町道鳥屋居平線の整備事業費の増に伴う部分での変更増に伴う辺地債の部分でございます。それと、急傾斜地崩壊防止対策事業、これも鳥屋地区で県営事業でやっております事業費の増に伴います辺地債の増を考えたところでございます。

91ページにつきまして、それを総額としてあらわした表となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第27、議案第26号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第26号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、三島町と共同で行う柳津町学校給食センター建築工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第26号について補足説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について説明申し上げます。

本柳津町学校給食センター建築工事請負契約の変更を要する概要につきましては、給食センターの背面となりますプール側の土どめ工を追加させていただき、除雪対策として場所等を確保させていただきたい。また、敷地内の舗装工では128平米を追加させていただき、L型側溝41メートルを追加整備したいものでございます。これによりまして、維持管理等衛生的な管理に努めてまいります。以上が主な変更、追加の理由でございます。

このことにより、430万3,800円が変更増額となります。変更すべき事項、1、契約金額は3億4,666万3,800円であります。

○議長

これより質疑を許します。

1番、岩淵清幸君。

○1番

430万強の変更ということで工事がふえてくるわけですが、これによって工期の延長等については考えていないのかどうかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

工期におきましては、年度内の3月26日をもって工期変更を行わせていただいております。

この工期内に竣工を予定しております。

以上です。

○議長

1番、岩淵清幸君。

○1番

昨日見学させてもらいましたが、なかなか、まだ見た感じ工事が残っているなどというような感じを受けましたが、工期を厳守していただいて、安全な給食が提供されますよう努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長

ほかにごございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第28、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長(登壇)

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本案は、平成29年度一般会計補正予算であり、商工費の増額に伴う歳出予算の追加補正について専決処分をしたので、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

95ページをお開きください。

専決1号、平成29年度柳津町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳出予算の補正でございます。

この補正につきましては、よしもとクリエイティブ・エージェンシーが地域発信型映画を柳津町を舞台として作製することに伴いまして、柳津町地域発信型映画プロジェクト実行委員会に対しまして補助金を交付するという部分で専決処分をさせていただいたところがございます。専決月日1月18日につきましては、撮影日が1月28日から2月1日の間に実施をしたいということでございましたので、それに間に合うように1月18日で専決をさせていただいたところがございます。

98ページをお願いいたします。

歳出でございます。商工費商工費の観光費で、補助金といたしまして30万円、映画プロジェクト実行委員会の補助金といたしまして歳出するものでございます。予備費で30万円を減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第29、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

副町長。



○副町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、平成29年12月27日、柳津町大字柳津字下平乙234番地、柳津町役場駐車場内において発生しました事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

100ページをお開きください。

損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解をするというものでございます。

相手方といたしましては、柳津町大字久保田字柵甲150番地、氏名、井関庄一。

事故の概要といたしまして、平成29年12月27日、役場の駐車場において公用車を車庫から出そうとして後退した際に、駐車していた相手方の車の車両に衝突したというところでございます。

町の損害賠償額といたしまして、4万3,672円でございます。

和解の内容といたしましては、相手方に損害賠償額を支払うこととし、一切の債権債務に関係がないことを確認するものでございます。

1月30日付で専決をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、4月から5月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

本日の議事日程に、議案第49号「工事請負契約の変更について」、これが町長から提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第49号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第49号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第49号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町中央監視設備整備工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第49号「工事請負契約の変更について」補足してご説明申し上げます。

平成29年9月14日に議決をいただきました柳津町中央監視設備整備工事につきまして、施工時の施工内容に変更が生じたために、工事請負費786万2,400円を増額するものであります。

主な増額の理由といたしましては、電力・電話への専用回線、光回線、あとは、新規に受電設備13件の追加を申請するものと、あと、湯八木沢、砂子原、黒沢、牧沢、配水池の4カ所に水位計を新たに設置することと、また、次年度施工予定しております7給水区のうち、石神、細越給水区に管末濁度計、また、柳津配水池にサンプリングポンプ、野老沢の配水池にフロートスイッチを購入するものであります。

変更すべき事項であります。1、契約金額2億4,006万2,400円であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成30年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶご審議まことにお疲れさまでございました。(午後0時24分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 田崎 信二

同 議員 小林 功

同 議員 菊地 正